

深浦町農業労働力省力化対応機器導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作業の効率化や労働力不足の解消及び生産性の向上を図るため、農業者がスマート農業機械等を導入するにあたり必要となる経費について、予算の範囲内において、深浦町農業労働力省力化対応機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 深浦町に住所を置く個人又は農業法人であること。
- (2) 認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械又は同等の機能を有する農業機械を導入する事業で、町長が必要と認めたものとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内の額とし、1,000千円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その他町長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第11条に規定による報告は、補助事業等が完了した日（事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年の翌年の1月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定に基づく実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の交付決定に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、様式第4号により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助事業者は、当該事業に関する帳簿、書類及び財産管理台帳（様式第6号）を備え、補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から処分制限期間まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、事業により取得した財産を、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。